

令和8年度持続可能なクルーズ船2次交通推進事業 (寄港地プロモーション) 委託業務企画提案仕様書

1 委託事業名

持続可能なクルーズ船2次交通推進事業（寄港地プロモーション）

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月16日まで

3 現 状

沖縄県では、2019年コロナ禍前にクルーズ船寄港回数が、581回となり、全国1位の寄港回数であったが、令和7年は432回と段階的に回復している状況である。一方で、大型クルーズ船の寄港時や小規模離島就航時にはバス運転手などの不足により、ターミナル内での滞留やバスが手配できないなどによる寄港時の観光時間の確保が難しい場面も少なくない。寄港地での観光時間の確保や受入環境整備ができていない場合、寄港地満足度の低下につながる。

沖縄県内の大型クルーズ船が寄港可能な港では、クルーズ船が発着港周辺には、路線バスやモノレールなどの公共交通手段が十分でなく、主に貸切バスやタクシーが移動手段となる。そのため、下船後に貸切バスやタクシー乗降が集中し、長蛇の列ができるなど寄港エリア内の滞留が生じており、クルーズ船寄港時の2次交通が課題となっている。

また、ターミナルのない港等では、日よけ等もないこともあり、悪天候時での滞留は寄港地満足度の低下や下船する意欲の低下が懸念される。

4 事業の目的・必要性

クルーズ船寄港時には多くの方が下船し、瞬間的な2次交通需要の大幅増加してしまう事例が起きており、現在の沖縄県内の港周辺では、路線バスやモノレールなどの公共交通手段が十分とは言えないことや、地域の限られたタクシーなどの交通手段では対応できていない。

また、大型クルーズ船寄港時には、交通機関が集中し、一部県民の生活に支障をきたす場合もある。

そのため、クルーズ旅行者の満足度の低下や観光・消費活動時間の減少などが懸念の解消、県民の交通機関利用にも支障ができないように「共存のための交通対策」を行うためにクルーズ船2次交通の平準化並びに寄港地満足度の低下を防ぐための実証を行うものとする。

大型クルーズの観光客等が下船する際に、瞬間的に利用されることが多く滞留するケースが多いため、ターミナルやターミナル周辺でのイベント等を実施し、2次交通利用するための分散化を目的としている。

5 業務内容

クルーズ船寄港時の2次交通の平準化を図り、寄港地満足度の低下を防ぐため、下の業務を実施する。

(1) 寄港地周辺のイベント

港管理者等と連携し、クルーズ船寄港時にターミナル周辺で文化や沖縄観光、県産品などのPRするイベントの実施を行うこと。

【要件】

- ア) 本事業では、2次交通利用の平準化や寄港地満足度の低下の抑制を行うため、ターミナルやターミナル周辺で実施すること。
但し、ターミナル周辺での開催が難しい場合、県と調整を行うものとする。
- イ) イベントについては、複数回実施することとし、開催場所については、県及び港管理者と調整を行い選定すること。提案時は、最も効率が高いと思われるところ2ヵ所提案すること。
なお、選定するにあたり、下記を優先させることとする。
- ・ 大型クルーズ船の寄港が可能なターミナル
 - ・ ターミナルのない港
 - ・ 実証後も、定期的なイベント開催が可能港
- ウ) イベント開催時には、出展者の取りまとめを行うこと。観光PR、飲食店、物産販売、体験型観光などを含めて実施し、乗船者が満足するような取り組みにすること。
出展要件等は、県と協議し決定するものとする。
- エ) 船社関係者への案内を行う。2次交通の平準化を目的としており、場合によっては船社との連携も検討を行うこと。船社への案内や乗客の案内は可能な限り、事前に周知を行うこと。

(2) バース、クルーズターミナル付近での観光PR及び県産品等の販売

イベント時には、沖縄観光PR及び県産品等の購入が可能なプロモーションを実施する。なお、バースにターミナルがない港においては、手軽に飲食が購入できるような簡易な販売所も船社、港管理者と連携し実施する。

(3) 悪天候時の対応

ターミナル設置がない港においては、2次交通での滞留及び悪天候や日照による寄港地満足度を低下させないために、テント等で雨や日よけの対応を行うものとする。

(4) その他

上記以外の2次交通平準化、寄港地満足度の向上に資する取り組みを提案すること

6 業務の再委託について

(1) 再委託の定義

本委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業に係る履行の全部または一部について、第三者に委任（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

(2) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

(3) 契約の主たる部分の再委託の禁止について

委託業務の成否に密接に関わる業務など、委託先に履行させる必要がある業務以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

○ 契約の主たる部分

- ① 契約金額の 50 %を超える業務（同一の第三者に一括または分割して再委託する場合に限る）
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
ただし、事業実施の性質上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め県と協議した上で、これと異なる取扱いをすることがある。

(4) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(5) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 乗降案内ツール・アンケートの制作
- ② 乗降地での人員配置（派遣会社からの人員受入）
- ③ その他本事業を効果的に実施するために必要な業務であって、県と協議を行った業務

(6) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下に定める場合を除き、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、契約金額が 100 万円未満の業務であり、本業務の実施にあたり、企画判断や管理運営等を伴わない業務を除く。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本・発送

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 画像・動画等編集業務

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務で県と別途協議を行ったもの（企画判断や管理運営等を伴わないものに限る）

7 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、「直接経費×10/100以内」で計上すること（小数点以下切り捨て）。ただし、事業費の中に、（準）委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用を事業費から差引いた上で、一般管理費を計上すること。

8 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）を全て整備する必要がある、精算の際には、県がそれ

らの証拠書類を検査した上で支払うものとする。

- (3) 事業完了時に、参加事業者から返還すべき旅行割引等があるときは（不正等を行った事業者からの返還金がある場合など）、相当の委託料を減額する。
- (4) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (5) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

9 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の実施に際しては、県委託事業であることを対外的に明示すること。
- (2) 予算の執行にあたっては、経済合理性に配慮すること。
- (3) 各事業の実施に際しては、県との実施前の事前連絡・相談、進捗・実施後の報告を密に行うこと。

10 その他留意事項

- (1) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、県及び受託事業者双方合意のうえ、決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託事業者双方で協議して定めるものとする。